

医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

(3) 勤務場所の要件の緩和

2018年度診療報酬改定において、医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、勤務場所の要件緩和が行われました。

この要件緩和により、対面でのカンファレンスや面会、共同指導（以下、カンファレンス等）を求めている診療報酬において、一定の条件の下で、情報通信機器（以下、ICT）を用いたカンファレンス等を開催した場合でも評価されるようになりました。

■ 対象となる診療報酬

感染防止対策加算	在宅患者緊急時等カンファレンス料
入退院支援加算1	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（訪問看護療養費）
退院時共同指導料1の注1に記載された算定	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
退院時共同指導料2の注1に記載された算定	精神科在宅患者支援管理料
退院時共同指導料2の注3に記載された算定	精神科重症患者支援管理連携加算（訪問看護療養費）
退院時共同指導加算（訪問看護療養費）	
ハイリスク妊産婦連携指導料1及び2	

■ ICTを用いたカンファレンス等を実施する場合の条件

ICTを用いてカンファレンス等を実施する場合、下記の条件を満たす必要があります。

- ① やむを得ない事情（※）により参加できないこと
- ② 医療情報システムと共通のネットワーク上の端末でカンファレンスを実施する場合は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。

また、対象となる診療報酬の一部には、施設基準上求められるカンファレンス等の実施回数のうち、一定回数以上は対面でのカンファレンス等が求められているものもあります。詳細は2ページをご覧ください。

※ やむを得ない事情とは？

- ▶ 天候不良により会場への手段がない場合
- ▶ 急患の対応により間に合わなかった場合
- ▶ 患者の退院予定日等の対応が必要となる日までに関係者全員の予定確保が難しい場合等

ICTを用いたカンファレンス等を実施した場合は、上記のようなやむを得ない事情について診療録等に記載しておき、対面とICTの区別がつくようにしておきましょう。

■ 一定回数以上の対面でのカンファレンスが求められている診療報酬

1 ページの「ICT を用いたカンファレンス等を実施する場合の条件」にて記載した通り、対象となる診療報酬のうちの一部においては、施設基準で求められているカンファレンスの実施回数のうち、一定回数以上は対面でのカンファレンスが求められています。対象となる診療報酬と求められているカンファレンスの実施回数は以下です。

対象となる診療報酬	施設基準上必要なカンファレンス等回数	うち、求められる対面でのカンファレンス等回数
感染防止対策加算	4回／年	1回／年
入退院支援加算	3回／年	2回／年
ハイリスク妊産婦連携指導料1	1回／2ヶ月	1回／算定期間中
ハイリスク妊産婦連携指導料2	1回／2ヶ月	1回／算定期間中

「原則として対面」という方針は変化していないため、ICT を用いたカンファレンス等は、あくまでやむを得ない場合のピンチヒッターのような役割となっています。とはいえ、「患者の退院予定日等の対応が必要となる日までに関係者全員の予定確保が難しい」ということは往々にしてあることです。「算定対象であったのに、カンファレンスが開催できず、算定できなかった」ということがないように、ICT を用いたカンファレンス等を検討してみてもいかがでしょうか。

株式会社ユアーズブレーン 医業経営コンサルティング部は、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、中国・四国地方を中心に、大学病院クラスから地域密着型の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問合せ…TEL : 082-243-7331 e-mail : info@yb-satellite.co.jp 担当 : 大迫・真鍋